

野田市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1号の規定により、令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙における、不在者投票を行う場所等は、次のとおりである。

令和5年3月31日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

場 所	期 間	時 間
野田市役所8階期日前投票所	4月1日から4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
いちいのホール4階期日前投票所	4月1日から4月8日まで	午前8時30分から 午後8時まで
南コミュニティセンター1階 期日前投票所	4月2日から4月8日まで	午前9時から 午後8時まで
北コミュニティセンター1階 期日前投票所	4月2日から4月8日まで	午前9時から 午後8時まで
イオンノア店3階期日前投票所	4月2日から4月8日まで	午前9時から 午後8時まで